

本会役員及び代議員選出要綱

(目的)

第1条 北海道行政書士会小樽支部(以下「支部」という)規則第10条の規定に基づき、北海道行政書士会(以下「本会」という)役員候補及び代議員の選出方法を定める。

(欠格事由)

第2条 次の各号に定める者を本会役員候補及び代議員に選出することはできない。ただし、第4号に関しては代議員のみ選出することができない。

- ①本会総会に出席することができない者
- ②本会会費の未納がある者
- ③本会及び支部から3年以内に処分を受けたことがある者
- ④現に本会の会長、副会長、理事又は監事の職にある者

(選出方法)

第3条 本会役員候補及び代議員の選出を希望する支部会員は、支部総会の直前の3月31日までに、別記様式(本会役員候補及び代議員立候補届)により支部事務所に届け出て資格審査を受け、前条に該当しないと認められた者は本会役員候補及び代議員に選出する。なお、本会役員候補は役員改選期のみ選出する。

2. 本会総会の日程は、直近の支部会報又は支部ホームページにより会員に周知する。
3. 第1項の立候補者数が、第5条に定める員数に満たない場合は、不足員数の選出は支部長に一任する。
4. 第1項の立候補者数が、第5条第1項に定める員数を超える場合は、次条に定める代議員選出会議を開催し、本会役員候補及び代議員を選出する。

(代議員選出会議)

第4条 代議員選出会議は、前条第3項に該当する場合に4月の第1土曜日又は第2土曜日に開催することとし本会役員候補及び代議員の選出を希望する者に通知する。

2. 前項の代議員選出会議は、北海道行政書士政治連盟の代議員選出会議と併せて開催することとする。
3. 代議員選出会議は、第2条に定める欠格事由に該当しないと認められた者で構成する。
4. 代議員選出会議の議長は、支部長が指名する。
5. 第1項の場合において、議長は、速やかに理事会に被選出者を報告しなければならない。

(員数)

第5条 本会役員候補及び代議員の員数は本会会則施行規則第90条第2項及び第128条第1項並びに第2項の定めによるものとする。

2. 前項の定め、代議員の補欠者2名も選出するものとする。

(任期)

第6条 本会役員候補が本会役員に選出された場合、任期は本会会則第57条第1項の定めによるものとし、代議員の任期は本会会則施行規則第126条第2項の定めによる。

(改正及び廃止)

第7条 この選出要綱の改正及び廃止については支部規則第16条に基づき役員会で立案し、同第9条により総会において議決する。

本会役員立候補届

私は、北海道行政書士会の役員に立候補いたします。

年 月 日

住 所

連 絡 先 電話又は携帯電話

ファックス番号

立候補者氏名

職印

本会代議員立候補届

私は、北海道行政書士会小樽支部の本会代議員に立候補いたします。

年 月 日

住 所

連 絡 先 電話又は携帯電話

ファックス番号

立候補者氏名

職印

+++++

支部確認欄

立候補者 会員番号

支部入会日

会費納入状況

処分歴等